



高圧ガス保安法の要点

本改訂手引は、液化炭酸ガスを取り扱う関係者の「手引書」として高圧ガス保安法の要点をまとめ、日本産業ガス協会として編集していたJIMGA-T-S/26/15（2015年5月改訂版）を見直し2019年12月改訂版としたものです。

保証免責についての注意書き

JIMGAの全ての技術的な刊行物は、それらの発行日時点での妥当な信頼できる情報源による最新の技術情報及び経験を基にしている。

JIMGAはメンバーがそれらの刊行物を参照若しくは使用することを強く推奨するが、それらは最終的に純粋に自主的判断によるものであり、拘束するものではない。

JIMGAは、JIMGAの刊行物に含まれる情報若しくは示唆のメンバーによるそれらの遵守実行或いは非実行、誤った解釈、適切または不適切な使用等に関していかなる管理もできない。

よって、JIMGAはその技術的な刊行物に含まれる情報若しくは示唆の参照或いは使用による信頼性若しくは妥当性および結果の保証をするものではなく、またそれらに関していかなる責任も負うものではない。

JIMGAの刊行物は定期的見直しにより内容が変更されるので最新版を参照のこと。

本文書の著作権はJIMGAにあります。複製にはJIMGAの許可が必要です。

一般社団法人

日本産業・医療ガス協会

JIMGA (JAPAN INDUSTRIAL and MEDICAL GASES ASSOCIATION)

〒105-0012 東京都港区芝大門2丁目8番13号

TEL:03-5425-2255 FAX:03-5425-2256

INTERNET:<https://www.jimga.or.jp>

高圧ガス保安法の要点(液化炭酸ガス)

2019年12月 改訂

目 次

| | |
|------------|---|
| 高圧ガス保安法の要点 | 1 |
|------------|---|

付録

| | |
|--|------|
| I. 高圧ガスの製造をしようとするとき又は製造施設等を変更するときに必要な手続 | 付 1 |
| 1. 都道府県知事等の許可 | 付 1 |
| (1) 設置に対する立地条件 | 付 2 |
| (2) 申請手続 | 付 2 |
| 2. 完成検査 | 付 4 |
| (1) 完成検査申請 | 付 4 |
| (2) 完成検査 | 付 4 |
| 3. 届出書類等 | 付 4 |
| (1) 危害予防規程の届出 | 付 4 |
| (2) 保安教育計画書の制定 | 付 4 |
| (3) 保安統括者等届出又は保安監督者届出 | 付 6 |
| (4) 高圧ガス製造開始届 | 付 6 |
| 4. 製造のための施設等の変更手続 | 付 6 |
| (1) 変更許可 | 付 6 |
| (2) 完成検査を要しない変更工事の範囲 | 付 6 |
| (3) 軽微変更届 | 付 8 |
| (4) その他 | 付 8 |
| 5. 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領 | 付 8 |
| II. 自主保安のための措置 | 付 12 |
| 1. 危害予防規程 | 付 12 |
| 2. 製造施設及び製造の方法の技術上の基準 | 付 12 |
| (1) 設備管理の記録 | 付 12 |
| (2) 運転管理 | 付 12 |
| (3) 移動式製造設備(ローリ)受入充填日誌 | 付 12 |
| (4) 警戒標の確認 | 付 12 |
| (5) 保安物件に対する保安距離の確認 | 付 12 |
| (6) 容器置場の保安上必要な措置 | 付 12 |
| 3. 保安教育の実施 | 付 12 |
| 4. 都道府県知事等又は保安協会等の保安検査 | 付 14 |
| 5. 定期自主検査 | 付 14 |
| 6. 危険時の措置 | 付 14 |
| 資料一 1 高圧ガス保安法の体系 | 付 16 |